

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認**
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置推進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

労働安全衛生法令関係

- 「中間とりまとめ」では、現行の労働安全衛生法令において農業機械に個別の規定が設けられていないことから、事故の発生状況等を分析し、規制上の取り扱いについて確認すべきと整理された。
- 農業の労災事故による死亡者は概ね10人台で推移し、このうち自走可能な農業機械による死亡災害は毎年発生しているなど農業機械の事故実態を踏まえ、現在、厚生労働省において、農業関係者等を参集して農業機械の規制の必要性等を検討する「農業機械の安全対策に関する検討会」が行われているところ。
- 同検討会において、今後、労働安全衛生法令による規制の対象となる農業機械や規制の水準等について、検討が進められる予定。

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱（抜粋）

1 趣 旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上之死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死亡者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

検討会におけるこれまでの検討経過

第1回（令和6年2月）

- ・ 農業における労働災害等の状況
- ・ 農業機械の流通状況
- ・ 今後の議論の進め方等について

第2～4回（令和6年3～6月）

- ・ 農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング
（農業機械の使用実態、安全対策等）
- ・ 農研機構における安全性検査制度の概要

第5回（令和6年8月）

- ・ 関係機関の農作業安全に係る取組紹介
- ・ 今後の検討の進め方等

- 「中間とりまとめ」では、現行の道路運送車両法令について、転落転倒による死亡事故が多く発生している乗用型トラクター（道路運送車両法施行規則に定める農耕トラクタのうち乗車装置を有するものをいう）の座席ベルトについて設置義務付けの対象とする必要性を確認すべきと整理された。
- 道路上の事故情報の収集・分析結果について累次の農作業安全検討会において示したとおり、乗用型トラクターへの座席ベルトの装備と運転中の装着を義務化することが有効と考えられたことから、農林水産省において、農業機械メーカー及び関係団体並びに関係法令を所管する国土交通省及び警察庁に相談を行い、それぞれの担当部局から「検討の方向性」について概ね理解を得たところ。
- 今後、対象機種、適切な座席ベルト、適用時期等について関係機関と更に調整を行い、次回以降の検討会で具体的に示すこととする。

道路上における農耕作業用特殊車の死亡事故の傾向

- ・ 受傷事故に対する死亡事故の割合が15%と他の特殊車(5%)や自動車(0.3%)に比べて極めて高い。
- ・ 死亡事故の59%は機体が路外逸脱又は転倒したときに発生。また、路外逸脱及び転倒による死亡事故は、法定最高速度が時速15kmの小型特殊車が95%を占めている。
- ・ 路外逸脱又は転倒による死亡事故割合（59%）は、他の特殊車(21%)や自動車(12%)に比べて極めて高い。
- ・ 道路走行中の機体の転倒・転落を原因とする死亡事故のうち66%が乗用型トラクターによるもの。

検討の方向性

- ・ 乗用型トラクターについては、低速で走行する小型特殊車であっても、転倒・転落の際に運転者を機体の座席に保持する必要があり、運転中の座席ベルト装着を義務化する目的から、走行速度が低速の車両も含めて座席ベルトの装備も義務化が必要ではないか。
- ・ 乗用型トラクター本来の目的である作業時に運転者の動作を妨げるものがないよう、二点式の座席ベルトが望ましいのではないか。
- ・ 以上を踏まえ、乗用型トラクターの座席ベルトに求める技術的な要件は、関係者間の調整を経て次回以降の検討会で具体的に示すこととする。

道路走行中の機体の転倒・転落による死亡事故

平成23年～令和2年合計件数

農業機械別	転倒・転落
乗用型トラクター	248 (66%)
歩行型トラクター	20 (5%)
農用運搬車	48 (13%)
自脱型コンバイン	22 (6%)
動力防除機	5 (1%)
その他	34 (9%)
合計	377

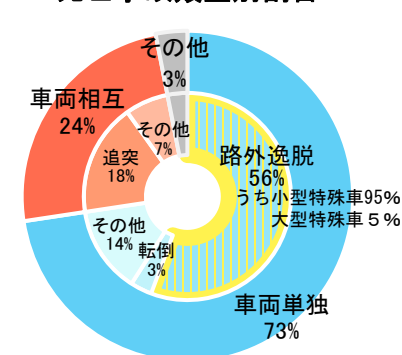
路外逸脱及び転倒による死者数・割合の比較

死亡事故 類別	農耕作業用 特殊車	農耕作業以外 の特殊車	自動車 全体
路外逸脱及び 転倒死者数	192	37	2,808
割合	59%	21%	12%
交通事故 死者数	325	176	23,979

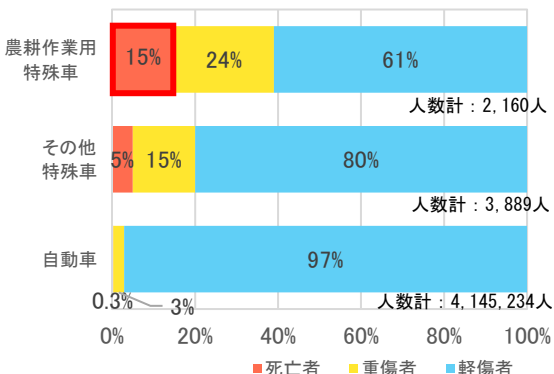
自動車は(公財)交通事故総合分析センターのデータ（平成23年～令和2年、1当2当合計）及び交通統計（平成23年～令和2年）

農作業死亡事故調査（厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を利用し、農林水産省が独自集計した結果を基に作成）

農耕作業用特殊車における死亡事故類型別割合



道路上での交通事故による死傷者割合

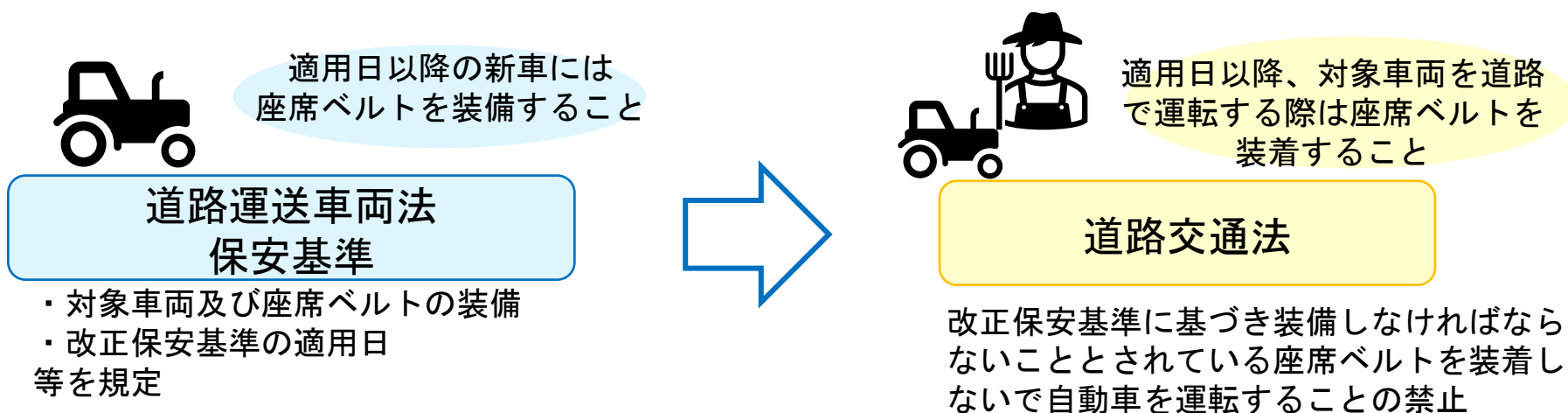


(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析（平成23年～令和2年、1当2当合計）

(参考) 道路運送車両法令と道路交通法令との関係等

- ・ 道路での運転時における座席ベルトの装着義務化に当たっては、道路運送車両法に基づく保安基準（国土交通省令）において、車両に対する要件として座席ベルトの装備が規定される必要がある。
- ・ その際、改正後の保安基準は、原則として改正保安基準の適用日以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）について対象となることから、道路交通法においても当該適用日以降に対象車両を運転する場合に座席ベルトの装着が義務化されることとなる。
- ・ このため、農業者への周知期間を考慮し、農林水産省においては、改正保安基準の適用日を公布日から1～2年程度の猶予を設けるよう求めていくことを想定している。
- ・ なお、道路交通法に基づく取締りの実効性を担保するため、対象車両であることが現場で判断できるよう車体の製造年月日を車体に明示する等の対応の検討も必要となる。

※継続生産車も含む



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策**
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置促進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

- 農業生産基盤における安全性の確保として、「土地改良事業計画設計基準 設計※「農道」（以下「設計基準『農道』」という。）」について、農作業の安全性向上の視点を踏まえた改定を実施（食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 技術小委員会での検討を経て、令和6年3月に改定）し、各地方農政局に対して改定された旨を通知するとともに、省HPにも掲載。
- 「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、より一層の農作業安全対策の視点を盛り込んだ改定を実施（令和2年策定、令和5年3月改定）。

※ 国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたもの

設計基準「農道」の改定案 （農作業安全に関する主な部分）

- (1) 大型化した農業機械の通行が想定できる場合や交通安全上好ましくない場合は、路肩幅員を標準値※から縮小しないことを基本とする旨を追記

※ 周辺地域の特性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において縮小できる特例値を設けている

表-8.5.2 路肩の幅員 (単位：m)

車道幅員	歩道等を設けない場合						歩道等を設ける場合					
	一般部		橋梁部		トンネル部		一般部		橋梁部		トンネル部	
	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例
6.5m	1.0	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
6.0m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.5m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.0m以下	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25

注1) 特例とは、地形の状況、周辺地域の特性、経済性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において適用する場合で、この欄に掲げる値まで縮小することができる。

2) 歩道等とは、歩道、自転車道及び自転車歩行者道のことをいう。

3) 橋梁部とは、延長50m以上の橋梁又は高架の道路をいう。

4) 1)の条件下においても、大型農業機械の通行が想定される場合や交通安全上好ましくない場合は、特例値の0.25mを使用しないことを基本とする。

5) 歩道等を設ける場合の一般部の特例値0mについては、区画線の設置を考慮し0.25mを確保することが望ましい。

- (2) 登坂部を設けてほ場との段差をなくし、ほ場進入時の転倒・転落防止、作業効率向上に寄与する農道ターン方式について追記



農道ターン方式の機能を有する農道

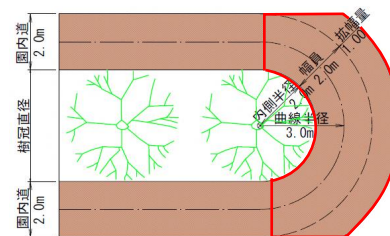
「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」 の改定内容（農作業安全に関する主な部分）

- (1) スマート農業、農機の大型化等に対応した農地整備を行う際に参考とする留意点をまとめた「自動走行農機等^{注)}に対応した農地整備の手引き」を令和5年3月に改定

注) 自動走行農機等は、自動走行農機、大型化した農業機械、ドローンなど営農作業において使用者が操作する農業機械等を表す。

- (2) 傾斜部における農業機械作業の安全性等を考慮した農道を配置

例) 園内道においてスピードプレイヤーの旋回時に発生する軌跡のふくみを考慮した幅員を設けることで農業機械の転落・転倒を防止



安全な旋回のための曲線半径の拡幅



安全に旋回できるよう整備された旋回部

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

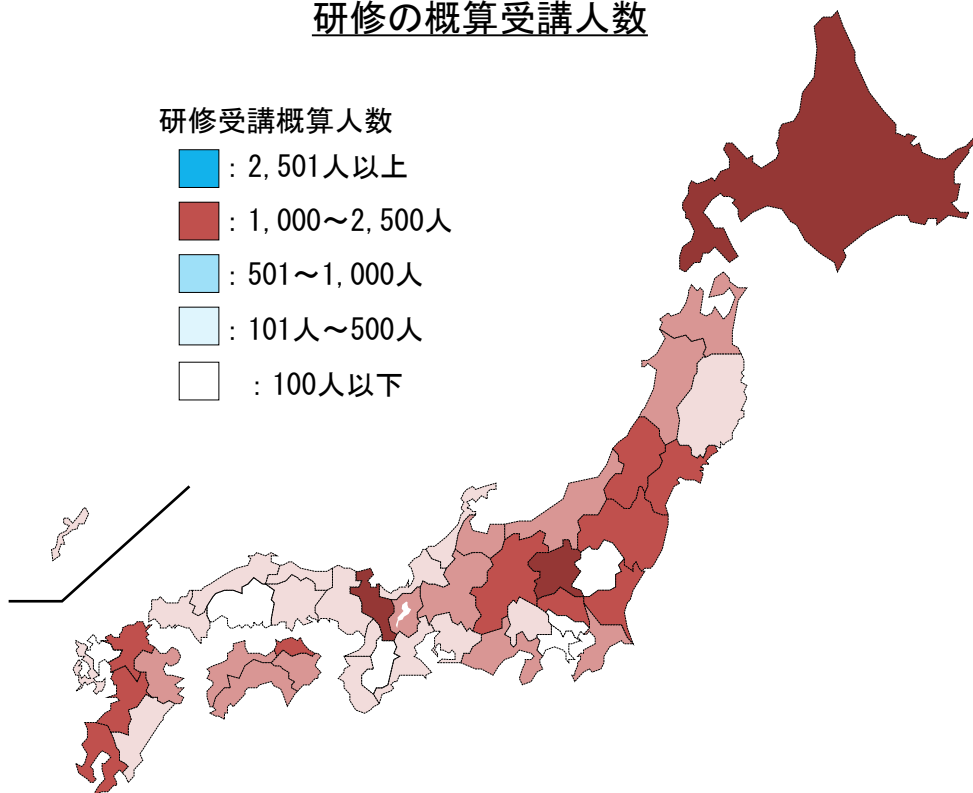
- 1 研修体制の強化
 - （１）**事故事例に関する研修の充実・強化**
 - （２）**クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底**
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）**農作業安全推進協議会等の設置促進**
 - （２）**農業者の積極的な取組紹介の強化**

研修体制の強化（研修の実施状況と農作業安全に関する指導者の育成）

- 令和5年は基礎研修と実践研修の概算合計受講人数は約5万人（令和4年は約47,000人が受講）。
- 令和6年2月現在、全国に約5,300名の「農作業安全に関する指導者」が育成されているが、地域で実施されている研修の約55%でしか活動できていない状況。

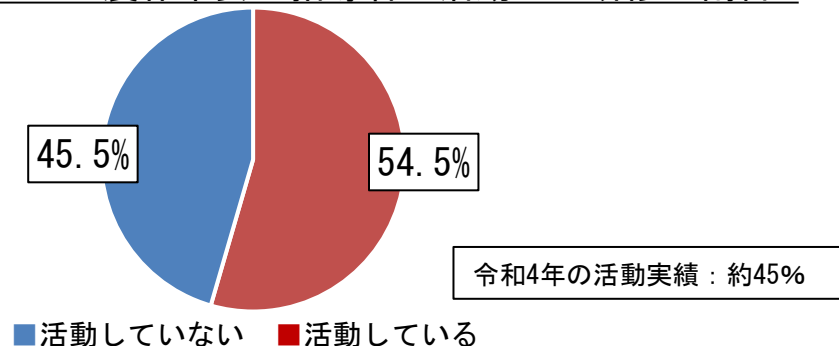
研修の概算受講人数

研修受講概算人数



研修の概算合計受講人数 約5万人

講師として農作業安全指導者が活動した研修の割合※



※開催を予定している研修（農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む）のうち農作業安全に関する指導者の活動割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	2,449
農業者団体	1,559
農業機械メーカー、販売店	616
農業機械士	148
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	82
その他（GAP指導員等）	311
合計（人）	5,287

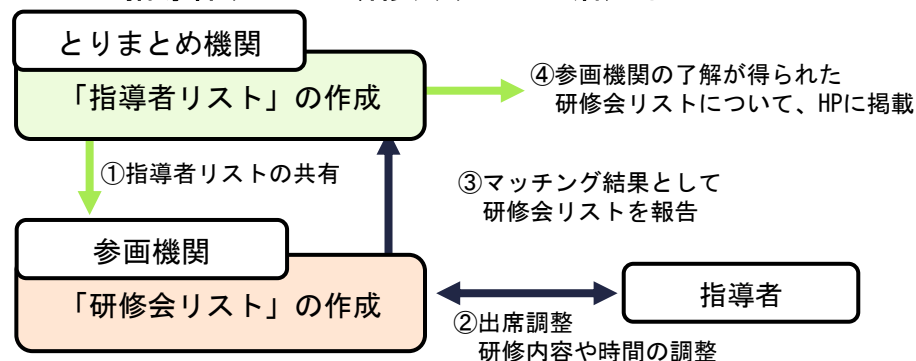
注）令和6年2月現在

- 県内、地域内の研修等をリスト化した「研修会リスト」の作成と「農作業安全に関する指導者リスト」の整備を行い、関係機関での共有を進めることで農作業安全に関する指導者の活用を促し、正しい知識の提供・より質の高い研修実施を推進。
- また、過去の都道府県別の農作業事故死亡者数と都道府県の農作業安全研修の実施状況について分析すると、より多くの農業者に対して研修を実施した都道府県の方が平均死亡者数の減少が大きくなっている。
- 農作業死亡事故者数の減少には、農作業安全に関する研修の実施強化が重要であると考えられる。

指導者が行う基礎研修の拡大方策

- 指導者が行う基礎研修の拡大に向け、都道府県のとりまとめ機関による協議会内の「指導者リスト（名簿等）」の作成・共有を行い、参画機関による指導者とのマッチングを推進。
- また、協議会参画機関による農作業安全に関する内容を盛り込むことができる「研修会リスト（「+安全」の会議を含む。）」の作成・報告を基に「研修会リスト」のうち、広く参加者を募集できるなど主催者の了解が得られたものは、とりまとめ機関のホームページ等での周知を推進。

指導者リストと研修会リストの活用イメージ



研修による効果の分析

- ・ 平成29年から令和4年の都道府県の平均農作業事故死亡者の減少人数は「**平均1.4人**」であった。
- ・ 令和4年の研修対象人数が100～500人の都道府県では減少人数が「**平均1.1人**」である一方、2,000人を超える都道府県の減少人数は「**平均2.6人**」となっており、減少人数に差が見られた。

農作業安全に関する研修の実施が 死亡事故予防に有効と考えられる

農作業安全に関する研修対象人数と死亡者の減少人数

	研修対象人数/人		都道府県平均 (47都道府県)
	2,000人以上 (5道県)	100～500人 (16県)	
農作業事故死亡者の減少人数	2.6人	1.1人	1.4人

※農作業事故死亡者の減少人数は平成29年と令和4年の値を比較して算出。

※研修対象人数は、令和4年実績を基に計算。

※研修対象人数100人以下の都道府県については、適正な集計がされていない可能性を考慮し、計算から排除して分析。

研修体制の強化（令和6年度の農作業安全対策の推進方針）

＜重点推進テーマ＞ 学ぼう！正しい安全知識 ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～

＜強化期間＞ 熱中症対策研修実施強化期間：令和6年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農作業安全研修実施強化期間：令和6年12月1日～令和7年2月28日（3ヶ月間）

＜推進目標＞ 全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増加

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

- 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の研修・講習等を行うことを重点的に推進する。
- 研修・講習等については、単独で開催するだけでなく、既存の会議等に農作業安全の要素を付加することで、正しい知識の提供を行う取組も積極的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農作業安全研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

- 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は増加傾向にあり、令和4年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（12.2%）と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- このため、初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、暑さが本格化する前から研修の実施や注意喚起による熱中症対策の徹底を図る。

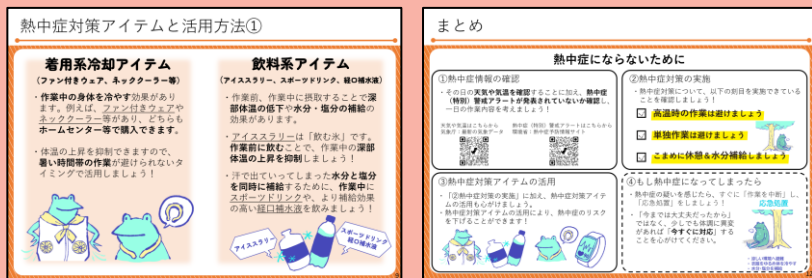
熱中症対策の推進

- ・「熱中症対策研修実施強化期間」において以下を実施した。

1. 熱中症対策に係る研修

全ての農業者を対象とし、熱中症に係る単独研修に加え、各研修等に熱中症対策に係る研修を追加するなど、「+熱中症対策」による研修を実施。

具体的には、農林水産省が作成する研修コンテンツ等を活用し、冷却ドリンクやファン付きウェアなどの「熱中症対策アイテム」の活用方法や、チェックシートによる自己点検方法の周知の実施を推進。



農林水産省作成 熱中症対策に係る啓発資料
（熱中症対策研修テキスト）

2. 熱中症対策に係る注意喚起

地域で作成している広報誌や新聞、行政SNS、農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー等を用いた注意喚起を実施。



熱中症対策ステッカー

農林水産省つくば館における研修

- ・ 農林水産研修所において熱中症対策等に関するオンライン研修を実施。
- ・ 令和6年度は研修を2回実施。

研修内容（令和5年実績）

研修項目	内容
農作業における熱中症の発生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組（熱中症アラートと運動しているMAFFアプリの活用等）
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候について解説
熱中症の予防と救命のための身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防法、応急処置

○ 「農作業安全研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の「基礎研修」の実施を基本とし、必要に応じて農業機械の操作方法についての研修（実践研修）を農作業安全に関する指導者を活用して実施する。

ほ場への進入時 退出時の操作方法の 講習イメージ

- 農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金などの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」ことを求めており、解説書では取組み例として、**「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める**こととした。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

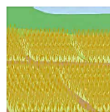
<各種支援>



機械導入



施設整備



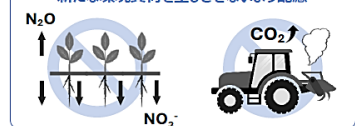
増産

各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)



環境にやさしく
生産性も高い農業へ！

新たな環境負荷を生じさせないよう配慮



最低限行うべき取組（例）

- ☒ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☒ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☒ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☒ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

チェックシートのひな形（抜粋）

- ☐ ⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める

・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。

・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

チェックシートの解説書（抜粋）

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**熱中症対策の啓発資材の作成・普及**及び**農作業安全に係る研修資料の作成**を行います。

＜事業目標＞

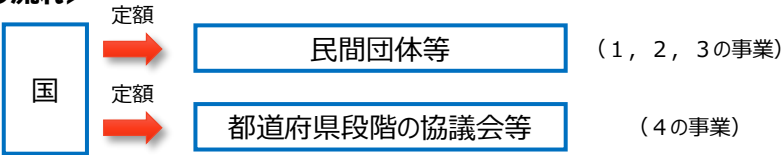
農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

- 1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及
農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、声かけ運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催により効果的な啓発・普及を図ります。
- 2. 農業機械の追突事故防止対策の普及
乗用型トラクターの交通事故の発生抑制及び被害軽減のため、追突事故防止に活用される反射板等に係る実証等を通じて効果的な追突防止対策の普及を図ります。
- 3. 営農類型別の研修資料の作成
農作業安全に係る研修を効果的に行うため、営農類型別に農作業安全のための普及啓発資料を作成します。
- 4. 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援
都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント 20（21）百万円
農業機械の安全性能評価に係る試験・評価手法の確立に向けて、新機種における事故発生時の安全性能評価等を行うためのデータを収集し、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

① 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

② 農業機械の追突事故防止対策の普及

③ 営農類型別の研修資料の作成

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

① 試験手法の確立

＜事故発生時の安全性能評価＞

＜予防安全性能評価＞

データ収集 → 試験手法の策定

② 評価手法の確立

収集したデータ → 評価基準の策定

○●性能評価 △△性能評価 ××性能評価

- 注： 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
2 事故者数が0～3人の都道府県は「-」で示している。
3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡届票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。